

## 資料1－2

令和6年2月16日

北海道電力株式会社

### 各条文において基準への適合方針として整備している設計方針等及びそれらに対する防潮堤高さ等の設計変更による影響整理内容

防潮堤高さ等の設計変更による影響として、『①各条文（設置許可基準規則の条文および技術的能力審査基準の項目）の基準適合方針への影響確認』は、各条文において基準への適合方針として整備している1つ1つの設計方針等について網羅的に内容を確認し、1つでも影響がある（分類A,B,Cのいずれにも当てはまらない設計方針等がある）場合は、『②各条文から防潮堤への影響確認』を行った。

分類A. 設計・評価方針等の範囲が、屋内に限定される。 又は、設計・評価方針等に防潮堤が関係しない。
分類B. 設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無い。
分類C. 設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤高さ等の設計変更による影響がない。
分類D. 設計・運用の見直しあるが、防潮堤の設計を変更（高さ等の設計変更を再度見直し）することなく基準への適合方針が成立する見通しを得たもの。

（注1）『分類』欄の「-」について：以下のような場合には、分類Aまたは分類Bに当てはめるものではないが、防潮堤の再構築に伴う変更には関連がない（対象外と同じ扱いである）と整理できるため「-」とした。

・項目の内容が、他条文で整備する手順のリンク先を整理したものや、他の個別条文・項目で整理されているものである場合

・項目の内容が、各対応手順の優先順位を示したものである場合

・項目の内容が、SA条文には記載自体が無いものである場合（項目の内容が多様性拡張設備を用いた技術的能力で整備している手順である場合、その内容はSA条文には記載自体がない）

（注2）第1063回審査会合資料2-1-2として「防潮堤の再構築に伴う変更」による影響を整理した資料を基に、影響確認の内容を「防潮堤高さ等の設計変更」として同様に整理した。（上記の表題等の赤字部分は、同審査会合資料からの変更箇所を示している。）

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
3条	設計基準対象施設の地盤			基礎地盤の安定性評価にてご説明予定
4条	地震による損傷の防止			耐震設計方針にてご説明予定
5条	津波による損傷の防止			耐津波設計方針にてご説明予定
6条	外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象) (2)安全設計方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止	無	C	国内外の文献を参考に網羅的に抽出した自然現象及び外部人為事象のうち、発電所敷地で想定される事象を選定し、これらの事象が安全施設の安全機能を損なうことのない設計とすること、またこれらの事象の組合せの影響に対しても安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 なお、発電所敷地で想定される自然現象として、1.8.1 風(台風)～1.8.14 電磁的障害を選定した。
	1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	無	C	防護対象である安全施設のうち、外部事象防護対象施設については機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とし、それ以外の施設については損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと等によりその安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤は安全施設には属さず、1.8.1 風(台風)～1.8.14 電磁的障害から防護する施設には該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針	無	C	防潮堤高さ等の設計変更是局所的な敷地変改であることから、抽出した自然現象等のうち影響を及ぼす可能性があるものとして地表面に一定程度の期間留まる事象である降水、積雪、火山(降下火碎物)を選定し、防潮堤高さ等の設計変更による影響評価を行った。 上記のとおり、風(台風)による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2 竜巻防護に関する基本方針	無	C	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)【「1.8.2.1 設計方針」参照】

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
1.8.3 凍結防護に関する基本方針 1.8.4 降水防護に関する基本方針 1.8.5 積雪防護に関する基本方針 1.8.6 落雷防護に関する基本方針 1.8.7 地滑り防護に関する基本方針 1.8.8 火山防護に関する基本方針 1.8.9 生物学的事象防護に関する基本方針 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.11 高潮防護に関する基本方針 1.8.12 有毒ガス防護に関する基本方針 1.8.13 船舶の衝突防護に関する基本方針 1.8.14 電磁的障害防護に関する基本方針	1.8.3 凍結防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、凍結による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.4 降水防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、防潮堤高さ等の設計変更による影響評価を行った。新たに設置する岩着支持構造の防潮堤の天端高さをT.P.16.5mからT.P.19.0mに変更し、それに伴って防潮堤の幅を山側方向に5.0m拡幅するものの、屋外排水設備の設置場所及び設計排水能力に変更はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.5 積雪防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、防潮堤高さ等の設計変更による影響評価を行った。防潮堤は積雪荷重を適切に考慮した設計としており、防潮堤高さ等の設計変更により防潮堤の荷重に対する設計方針に変更はないため影響はない。
	1.8.6 落雷防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、落雷による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.7 地滑り防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、地滑りによる設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.8 火山防護に関する基本方針	無	C	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)【「1.8.8.1 設計方針(1) 火山事象に対する設計の基本方針」参照】
	1.8.9 生物学的事象防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、生物学的事象による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.10 外部火災防護に関する基本方針	無	C	6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)【「1.8.10.1 設計方針(1)評価対象施設」参照】
	1.8.11 高潮防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、高潮による設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.12 有毒ガス防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、固定施設(石油コンビナート施設等)と可動施設(陸上輸送、海上輸送)からの有毒ガスの漏えいによる影響に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
	1.8.13 船舶の衝突防護に関する基本方針	無	C	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、船舶の防波堤への衝突による取水性の影響に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.14 電磁的障害防護に関する基本方針	無	A	1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、屋内設備である安全保護系の制御盤の電磁的障害に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
6条	外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)  1. 安全設計 1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	無	C	当該項目は、安全施設（安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器）が、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とすることを記載している。また、安全施設のうち外部事象防護対象施設（安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器）は、機械的強度を有することにより、安全機能を損なわない設計とすることを記載している。 新たに設置する岩着支持構造の防潮堤の天端高さをT.P.16.5mからT.P.19.0mに変更し、それに伴って防潮堤の幅を山側方向に5.0m拡幅することは上述の設計方針に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	1.8.2 竜巻防護に関する基本方針 1.8.2.1 設計方針 1.8.2.1.1 竜巻に対する設計の基本方針	無	C	当該項目は、安全施設が竜巻に対して、安全機能を損なわない設計とすることを記載している。また、外部事象防護対象施設は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びにその他の組合せ荷重（常時作用する荷重、運転時荷重、竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重に対して機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とすることを記載しており、防潮堤は安全施設に該当しないことから外部事象防護対象施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.2 設計竜巻の設定	無	C	当該項目は、過去に発生した竜巻による最大風速等を考慮し設定した基準竜巻から、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を踏まえ設計竜巻の最大風速は100m/sとする旨を記載しているものであり、新たに設置する岩着支持構造の防潮堤の天端高さをT.P.16.5mからT.P.19.0mに変更し、それに伴って防潮堤の幅を山側方向に5.0m拡幅することは当該設計条件に影響を及ぼさないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設	無	C	当該項目は、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（区画）（以下「外部事象防護対象施設等」という。）のうち評価対象施設の抽出方針について記載しているものであり、防潮堤は安全施設に該当しないことから外部事象防護対象施設に該当せず、また外部事象防護対象施設を内包する区画にも該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	無	C	当該項目は、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出方針について記載しており、防潮堤は設計飛来物による衝撃荷重に対して倒壊せず構造健全性を確保することで、安全機能に影響を及ぼさない設計とすることから外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.5 設計飛来物の設定	無	C	当該項目は、発電所構内のウォークダウンにより、竜巻飛来物となり得る資機材、車両等を網羅的に調査した結果から、浮き上がりの有無、飛来物発生防止対策（固縛、退避等）の可否、運動エネルギー及び貫通力を踏まえ、鋼製材、鋼製パイプ及び砂利を設計飛来物として設定しているものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.6 荷重の組合せと許容限界	無	C	当該項目は、竜巻に対する防護設計を行ふため、評価対象施設等に作用する設計荷重の設定や許容限界について記載しているものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.7 評価対象施設等の防護設計方針	無	C	当該項目は、評価対象施設等（外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設）の設計荷重に対する防護設計方針を記載しているものであり、防潮堤は安全施設に該当しないことから外部事象防護対象施設に該当せず、外部事象防護対象施設を内包する区画にも該当しない。更に防潮堤は、設計飛来物による衝撃荷重に対して倒壊せず構造健全性を確保することで、安全機能に影響を及ぼさない設計とすることから外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設にも該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.1.8 竜巻随伴事象に対する評価	無	C	当該項目は、竜巻随伴事象である火災、溢水及び外部電源喪失が発生する場合においても、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることを記載しているものであり、防潮堤は安全施設に該当しないことから外部事象防護対象施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.2.2 手順等 (1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等から離隔、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定める。	無	C	当該手順は、屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等の管理に関する内容であり、停車状態の車両については竜巻来襲が予想される場合は固縛又は退避することとしており、当該車両が退避する際に通行するルートは防潮堤高さ等の設計変更により変わらないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
		(2) 龍巻の襲来が予想される場合及び龍巻襲来後において、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。	有	C	当該手順は、龍巻の襲来が予想される場合における資機材の固縛や燃料取扱作業の中止、龍巻襲来後における設備が損傷した場合の補修等について記載しているものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	(2) 安全設計 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針 1.8.10.1 設計方針		無	C	防潮堤は、安全施設に該当しないことから外部火災から防護する施設に該当しない。 発電所を取り囲む形で防潮堤の干渉を受けない範囲に必要な防火帯幅を確保可能であり、防潮堤に外部火災からの輻射を低減する機能は従前から期待していない。このため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(1)評価対象施設		無	C	防潮堤は、安全施設に該当しないことから外部火災から防護する施設に該当しない。また、設計方針の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造を前提条件としていないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2)森林火災		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の天端高さをT.P16.5mからT.P19.0mに変更し、それに伴つて防潮堤の幅を山側方向に5.0m拡幅することに対し、予防散水箇所までの移動経路に変更はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(3)近隣産業施設の火災・爆発		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、従前から防潮堤に外部火災からの影響を低減する機能を期待していないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(4)航空機墜落による火災		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、従前から防潮堤に外部火災からの影響を低減する機能を期待していないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(5)二次的影響(ばい煙等)		無	C	設計方針の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造を前提条件としていないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.10.2 体制		無	A	屋内に常駐している初期消火要員の体制に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.8.10.3 手順等 (1)防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。		無	A	当該項目は、防潮堤の干渉を受けない範囲に設置する防火帯の点検方法等に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2)予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。		無	C	当該項目は、森林火災発生時の予防散水及び初期消火活動の教育・訓練に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更後においても予防散水箇所までの移動経路に変更はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(3)外部火災によるばい煙発生時には外気取入口に設置しているフィルタの交換、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、又は、閉回路循環運転への切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。		無	A	当該項目は、建屋内で実施する外部火災によるばい煙発生時の侵入阻止の運用手順(ダンパの閉止、空調設備の停止等)に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(4)外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転への切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。		無	A	当該項目は、建屋内で実施する外部火災による有毒ガス発生時の侵入阻止の運用手順(ダンパの閉止、空調設備の停止等)に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(5)障壁の防護機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。		無	A	当該項目は、防潮堤から離れた位置にある建屋に設置した障壁の保守管理に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	(6)外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。	無	A	当該項目は、ばい煙発生時の中央制御室の侵入を阻止するための教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(7)森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。	無	A	当該項目は、防火帯の点検等の教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(8)近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的に実施する。	無	A	当該項目は、近隣の産業施設の火災・爆発から防護するための教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(9)外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的に実施する。	無	C	当該項目は、森林火災発生時の予防散水及び初期消火活動の教育・訓練に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更後においても予防散水箇所までの移動経路に変更はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(10)モニタリングポスト及びモニタリングステーションが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的に実施する。	無	C	当該項目は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが外部火災の影響を受けた際に防潮堤の干渉を受けない範囲に設置する代替設備の運用・訓練に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(11)3号炉油計量タンクは常時空運用とし、3号炉補助ボイラー燃料タンクは貯蔵量の管理上限を定めるとともに、当該貯蔵量を上回らないよう管理する。	無	A	当該項目は、新設防潮堤から離れた位置にある屋外の危険物貯蔵施設等の貯蔵量の運用管理に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
6条	外部からの衝撃による損傷の防止(火山)  1. 安全設計 1.8.8 火山防護に関する基本方針 1.8.8.1 設計方針 (1) 火山事象に対する設計の基本方針  (2)降下火碎物の設計条件  (3)評価対象施設等の抽出  (4)降下火碎物による影響の選定  (5)降下火碎物の直接的影響に対する設計方針  (6)降下火碎物の間接的影響に対する設計方針	無	C	新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 発電所に影響を及ぼし得る火山事象である降下火碎物に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健全性の維持、代替設備の確保等によって、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  1.8.1 風(台風)防護に関する基本方針に記載のとおり、防潮堤高さ等の設計変更による影響評価を行った。火山の影響と基準津波の重量は有意ではないと評価されるが、防潮堤は降下火碎物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計としており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う設計変更はないため影響はない。  降下火碎物の層厚及び粒径の設定に関する説明のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 降下火碎物に対する評価対象施設等の抽出にあたり、屋内設備は外殻となる建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外に設置されている施設、降下火碎物を含む海水の流路となる施設、降下火碎物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する旨を説明しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  評価対象施設に係る設計方針であり、新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 降下火碎物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火碎物が直接及ぼす影響とそれ以外の影響の選定について説明しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  評価対象施設に係る設計方針であり、新設する防潮堤は、安全施設に該当しないことから火山から防護する施設に該当しない。 評価対象施設について直接的影響として降下火碎物による荷重に対する設計と荷重以外(腐食、閉塞、摩耗及び大気汚染)に対する設計方針を説明しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  降下火碎物による間接的影響として広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合でもディーゼル発電機の安全機能を維持することで安全機能を損なうことのない設計とする旨を説明しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	<p>1.8.8.2 手順等</p> <p>(1) 降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備に長期間降下火碎物による荷重を掛け続けないこと、また降下火碎物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火碎物の除去を適切に実施する手順を定める。</p> <p>(2) 降灰が確認された場合には、評価対象施設に対する特別点検を行い、降下火碎物の降灰による影響が考えられる設備等があれば、その状況に応じて補修等を行う手順を定める。</p> <p>(3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火碎物の侵入を防止する手順を定める。</p> <p>(4) 降灰が確認された場合には、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃尾を実施する手順を定める。</p> <p>(5) 降灰が確認された場合には、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについて、点検によりディーゼル発電機の排気温度等を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する手順を定める。</p> <p>(6) 降灰が確認された場合には、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて、差圧を確認するとともに、状況に応じて洗浄を行う手順を定める。</p> <p>(7) 降灰が確認された場合には、開閉所設備の除灰及び必要に応じて碍子清掃を行う手順を定める。</p> <p>(8) 降灰後の腐食等の中長期的な影響については、日常保守点検や定期点検等により腐食等による異常がないか確認を行い、異常が確認された場合には、その状況に応じて塗替塗装等の対応を行う手順を定める。</p> <p>(9) 火山事象に対する運用管理に万全を期すため、必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、降下火碎物による施設への影響を生じさせないための運用管理に関する教育を実施する手順を定める。</p>	無	C	当該項目は、建屋や屋外の設備の除灰に関する運用手順の内容であり、防潮堤高さ等の設計変更によりアクセスルートが変更となつてもこれらの除灰手順の変更を要するものではないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	C	当該項目は、屋外を含む評価対象施設に対する特別点検に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	A	当該項目は、屋内設備である外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンバの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	A	当該項目は、屋内設備である換気空調設備の外気取入口の平型フィルタの清掃や取替えに関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	A	当該項目は、屋内設備であるディーゼル発電機吸気消音器のフィルタの取替え又は清掃に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	A	当該項目は、屋内設備である原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの洗浄に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	B	当該項目は、津波の影響を受けない敷地高さに設置された開閉所設備の除灰及び碍子清掃に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	C	当該項目は、屋外設備の中長期的な腐食等の影響防止のための塗替塗装等の対応に関する内容であり、新設する防潮堤は火山から防護する施設には該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		無	C	当該項目は、屋外設備を含む火山事象に対する運用管理の教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行為(サイバーテロ含む。)にたいし、これを防護するため、核物質防護対策として、以下の措置を講じた設計とする。 (1)人の不法な侵入の防止	無	C	防潮堤高さ等の設計変更に伴い設備変更は生じるが、設計方針、体制、手順等に変更はなく、適合方針に影響はない。
	(2)爆発性または易燃性を有する物件等の持込み防止措置	無	C	防潮堤高さ等の設計変更に伴い設備変更は生じるが、設計方針、体制、手順等に変更はなく、適合方針に影響はない。
	(3)不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止措置	無	C	防潮堤高さ等の設計変更に伴い設備変更は生じるが、設計方針、体制、手順等に変更はなく、適合方針に影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
8条	火災による損傷の防止	1.6.1.1 基本事項 (1)火災区域及び火災区画の設定	無	C	当社の火災区域及び火災区画ほぼ全てが屋内に設定している。一部、屋外の地下に埋設される燃料油貯油槽に設定した屋外の火災区域が存在しているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(2)安全機能を有する構築物、系統及び機器	無	C	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤高さ等の設計変更によって安全機能を有する構築物、系統及び機器の選定に変更は生じないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(3)原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器	無	C	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤高さ等の設計変更によって原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の選定に変更は生じないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(4)放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器	無	A	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は屋内に設置されており、防潮堤高さ等の設計変更によって放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定に変更は生じないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(5)火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル	無	C	内部火災では「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器」「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」を火災から防護する対象として選定しているが、新設する防潮堤は内部火災から防護する施設に該当しない。また、防潮堤高さ等の設計変更によって火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの選定に変更は生じないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(6)火災防護計画	無	A	火災防護計画は発電所における消火活動の体制、要員の教育訓練及び消火設備の保守点検等に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.1.2 火災発生防止に係る設計方針	1.6.1.2.1 火災発生防止対策	無	C	当社の火災区域及び火災区画ほぼ全てが屋内に設定している。一部、屋外の地下に埋設される燃料油貯油槽に設定した屋外の火災区域が存在し、燃料油貯油槽の火災発生防止が必要となるが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用		無	C	不燃性材料又は難燃性材料の使用に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.1.2.3 自然現象による火災の発生防止		無	C	落雷による火災の発生防止として建屋等に避雷針を設置する設計、並びに地震による火災発生防止として安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じた支持性能をもつ地盤に設置する等の設計としているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、いずれも防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針	1.6.1.3.1 火災感知設備	無	C	屋外の地下に埋設されている燃料油貯油槽に火災感知設備を設ける設計としているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.1.3.2 消火設備		無	C	自動消火設備は屋内に設置するため、防潮堤高さ等の設計変更による影響がない事を確認した。 消防用水供給系の水源として、屋外にろ過水タンクを設置する方針としているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 また、火災区域の消防活動に対処できるよう消火栓が屋外に配置されるが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
1.6.1.3.3 自然現象の考慮 1.6.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響 1.6.1.4 火災の影響軽減のための対策 1.6.1.4.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策 1.6.1.4.2 火災影響評価 1.6.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項	無	C	火災感知設備及び消火設備に対する地震等の自然現象の考慮に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	C	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	C	屋外の地下に埋設されている燃料油貯油槽に火災の影響軽減のための対策を実施する設計としているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	火災影響評価に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	当該項目は屋内の施設(フロアケーブルダクト、電気室、蓄電池室等)の特徴を考慮した火災防護対策に関するものであるため、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
9条 溢水による損傷の防止等	1.7 溢水防護に関する基本方針 1.7.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針 1.7.2 考慮すべき溢水事象 1.7.3 溢水源及び溢水量の想定 1.7.3.1 想定破損による溢水 1.7.3.2 消火水の放水による溢水 1.7.3.3 地震起因による溢水 1.7.3.4 その他の溢水 1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 1.7.5 溢水防護対象設備を防護するための設計方針 1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針 1.7.5.2 被水影響に対する設計方針 1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する設計方針 1.7.5.4 その他の溢水に対する設計方針 1.7.5.5 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する設計方針 1.7.6 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止に関する設計方針 1.7.7 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えいを防止するための設計方針	無	C	溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器 並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する方針であり、防潮堤はこの何れにも該当せず新たな溢水防護対象設備にならないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	無	C	溢水評価ガイドに基づき、発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価することとしており、考慮すべき溢水事象の想定に防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	C	溢水源となり得る機器は、流体を内包する容器及び配管としており、防潮堤はこの何れにも該当せず溢水源にならないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	溢水防護対象設備が設置される溢水防護区画は全て建屋内にあるため、防潮堤の再構築に伴い、これらの溢水防護区画の再設定は必要なく、各々の溢水防護区画に対して想定する溢水経路に対する変更も不要であることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	C	溢水防護区画を内包する建屋外で発生を想定する溢水が、建屋内の溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、壁、扉、堰等により建屋内又は溢水防護区画への流入を防止する設計としており、防潮堤の再構築に伴い当該設計方針を変更する必要がないことを確認している。そのため、溢水防護対象設備を防護するための設計方針は、引き続き溢水防護区画内に伝播する建屋内で生じる溢水を前提に策定するため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	C	・屋外タンクからの溢水影響評価では変更前の防潮堤幅17mに対し、保守的に防潮堤幅を山側に拡幅（循環水ポンプ建屋より北側は2倍、南側は1.5倍）させた条件で評価を行っていることから、防潮堤幅が山側に+5.0m拡幅しても、現行の屋外溢水評価結果に影響はなく、防潮堤の設計に影響を与えることはない。	
	無	A	管理区域は全て建屋内にあり、管理区域から流出した放射性物質を含んだ液体が管理区域外(屋内)や屋外に漏えいすることがない設計としている。防潮堤の再構築に伴い、新たに放射性物質を含んだ液体が流出する溢水源が生じることはないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
	1.7.8 溢水によって発生する外乱に対する評価方針	無	C	防潮堤は溢水防護対象設備ではなく、安全解析の結果には影響しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.7.9 手順等			
	(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。	無	A	当該運用は、屋内に敷設される配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合に、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するため継続的な肉厚管理を実施するものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 配管の想定破損による溢水が発生する場合及び基準地震動による地震力により耐震B、Cクラスの機器が破損し溢水が発生する場合においては、隔離手順を定める。	無	C	当該手順は、屋外作業を伴う溢水を隔離するための操作を定めるものであり、操作対象ではない防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(3) 運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により低エネルギー配管としている設備については、運転時間管理を行う。	無	A	当該運用は、屋内で低エネルギー配管としている設備の運転実績管理を行うものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(4) 機能喪失高さが低い溢水防護対象設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。	無	A	当該運用は、屋内で実施される消火放水時の注意事項を現場に表示するものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(5) 火災時に消火水を放水した場合は、消火水による防護対象設備の安全機能への影響の有無を確認するために、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。	無	A	当該運用は、屋内で実施される消火放水後に溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認するものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(6) 消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行う。	無	A	当該運用は、屋内で実施される消火放水後に放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行うものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(7) 配管の想定破損により、溢水防護対象設備が蒸気環境に曝された場合は、溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。	無	A	当該運用は、屋内に敷設される配管の想定破損により、溢水防護対象設備が蒸気環境に曝された場合に溢水防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認するものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(8) 浸水防護設備及び防護対象設備の機能維持に必要な設備に対して、要求される機能を維持するため、適切な保守管理を実施する。また、故障時においては補修を実施する。	無	B	当該手順は、浸水防護設備及び溢水防護対象設備の機能維持に必要な設備を対象にしており、防潮堤はこれらの設備にも該当しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(9) 内部溢水評価で用いる屋外タンクの水量を管理する。	無	A	当該手順は、屋外タンクに水位制限を設ける場合に定めるものであり、水位制限の運用・管理に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(10) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加及び資機材の持込み等により評価条件としている可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行う。	無	A	当該運用は、屋内の可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合に、溢水評価への影響確認を行うものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(11) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施する。	無	A	当該運用は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施するものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(12) 定期事業者検査作業に伴う溢水防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれない運用とする。	無	A	当該運用は、定期事業者検査作業に伴う溢水防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時に関する運用であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(13) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。	無	A	当該手順は、屋内に設置された水密扉の閉止状態の確認及び閉止操作を的確に行うために整備するものであり、また、防潮堤に水密扉を設置しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(14) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。	無	A	当該手順は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定めるものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(15) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるため、消火活動における運用及び留意事項と、それらに関する教育について「火災防護計画」に定める。	無	A	当該運用は、溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるため、消火活動における運用及び留意事項と、それらに関する教育について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
	(16) 内部溢水全般(評価内容並びに溢水経路、溢水防護対象設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等)について教育を実施する。	無	A	当該運用は、内部溢水全般(評価内容並びに溢水経路、溢水防護対象設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等)に係る教育の実施について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(17) 火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項について、教育を実施する。	無	A	当該運用は、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項係る教育の実施について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(18) 運転員が内部溢水発生時に的確な判断・操作等が実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る教育訓練を実施する。	無	A	当該運用は、運転員が内部溢水発生時に的確な判断・操作等が実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る教育や訓練の実施について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
10条 誤操作の防止	1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作 (1) 設計方針 設計基準対象施設は、設計、製作、建設及び試験検査を通じて、信頼性の高いものとし、運転員の誤操作等による異常状態に対しては、警報により、運転員が措置し得るようにするとともに、もし、これらの修正動作が取られない場合にも、発電用原子炉固有の安全性及び安全保護回路の動作により、過渡変化を収束させる設計とする。	無	A	屋内施設である中央制御盤(警報表示)、及び安全保護回路、並びに原子炉固有の安全性に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	設計基準対象施設は、運転員の誤操作を防止する設計とする。	無	C	誤操作防止のうち識別管理・施錠管理については屋外設備も対象となるが、防潮堤の位置・構造により識別管理・施錠管理の方法が変わるものではないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	安全施設は、操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件下においても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室及び中央制御室以外の操作場所において、容易に操作することができる設計とする。	無	A	運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 手順等 a. 現場手動弁の銘板の取付け及び保守・点検作業に係る識別管理方法を定めるとともに、弁・機器の施錠管理方法を定め運用する。	無	C	誤操作防止のうち識別管理・施錠管理については屋外設備も対象となるが、防潮堤の位置・構造により識別管理・施錠管理の方法が変わるものではないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 中央制御室空調装置の閉回路循環運転に関する運転手順については「1.8.8 火山防護に関する基本方針」及び「1.8.10 外部火災防護に関する基本方針」に示す。	無	A	屋内施設である中央制御室空調装置に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	c. 防火・防災管理業務及び初期消火活動のための体制、運用方法等については「10.5 火災防護設備」に示す。	無	A	操作環境の維持を目的とした内容であり、運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	d. 地震発生時は、操作を中止し身体及びプラントの安全確保に努めるよう社内規程類に定め運用する。	無	A	運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	e. 換気空調設備、照明設備に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。	無	A	屋内施設である中央制御室空調装置、照明設備、及び中央制御室に設置しているラック等の保守管理に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	f. 識別管理、施錠管理に関する教育を実施する。また、換気空調設備、照明設備に関する運転操作及び保守管理についても教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	g. 消防訓練を実施し、初期消火要員としての資質の向上を図る。	無	A	操作環境の維持を目的とした内容であり、運転中の異常な過渡変化及び設計基準事故等発生時に必要な操作は屋内に限定されるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	6.10 制御室 6.10.1.2 設計方針 (1) 中央制御室	無	A	屋内施設である中央制御室に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 運転員操作に関する考慮	無	A	屋内施設である中央制御盤での操作に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由	又は	影響の内容
11条	安全避難通路等	1.基本方針 1.2 適合のための基本方針	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		1.基本方針 1.3追加要求事項に対する適合性 (2)安全設計方針	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		1.基本方針 1.5設備等(手順等含む)	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		10.その他発電用原子炉の附属施設	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		10.11 安全避難通路等	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		10.11.2 設計方針	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		10.11.4 手順等 (1)運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外観検査及び性能検査行う。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		(2)可搬型照明は、緊急時対策所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		(3)可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		(4)作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		(5)可搬型照明の使用に関する教育・訓練を行う。	無	A	屋内施設の避難通路照明に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		1.1.1 安全設計の基本的方針 1.1.1.6 共用	無	A	当該設計方針は、安全施設の共用に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。		
		1.1.1.7 多重性又は多様性及び独立性	無	A	当該設計方針は、安全施設の多重性又は多様性及び独立性に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。		
		1.1.1.8 単一故障 (1) 設計方針	無	A	当該設計方針は、安全施設のうち重要度が特に高い機能を有する系統の単一故障に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。		
		(2) 手順等 a. アニュラス空気浄化設備のダクトの一部並びに換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに要求される機能を維持するため、保全計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		b. アニュラス空気浄化設備のダクトの一部並びに換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統ダクトの一部及びフィルタユニットに係る保守管理に関する教育を定期的に実施する。	無	A	屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
		1.1.1.9 試験検査	無	A	当該設計方針は、安全施設の試験検査性に関する設計方針であり、防潮堤は安全施設に該当しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。		
(13条)	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。 イ 最小限界熱流束比（燃料被覆材から冷却材への熱伝達が低下し、燃料被覆材の温度が急上昇し始める時の熱流束（単位時間及び単位面積当たりの熱量をいう。以下同じ。）と運転時の熱流束との比の最小値をいう。）又は最小限界出力比（燃料体に沸騰遷移が発生した時の燃料体の出力と運転時の燃料体の出力との比の最小値をいう。）が許容限界値以上であること。 ロ 燃料被覆材が破損しないものであること。 ハ 燃料材のエンタルピーが燃料要素の許容損傷限界を超えないこと。 ニ 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・一倍以下となること。	無	A	燃料設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
			無	A	燃料設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
			無	A	燃料設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
			無	A	原子炉冷却材圧力バウンダリに防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。		
			無	A			

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
二 設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすことである。 イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。 ロ 燃料材のエンタルピーが炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限値を超えないこと。 ハ 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・二倍以下となること。 ニ 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける温度が最高使用圧力及び最高使用温度以下となること。 ホ 設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。	無	C	炉心を十分に冷却できる設備には屋外施設（SWS, 取水口等）も含まれるが、防潮堤の高さ、幅の変更により設計・運用を見直すことはないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	原子炉冷却材圧力バウンダリに防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	原子炉格納容器バウンダリに防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	防潮堤は放射性物質を内包する施設ではなく、放射線障害の防止や低減に係る設計にも関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
14条 全交流動力電源喪失対策設備 10.1 非常用電源設備 10.1.1.2 設計方針 10.1.1.2.2 全交流動力電源喪失 10.1.1.6 手順等 (1)電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (2)電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	無	A	屋内施設である蓄電池(非常用)に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	電気設備(本条においては屋内施設に限る)に係る保守管理に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	電気設備(本条においては屋内施設に限る)に係る保守管理の教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	炉心設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	炉心設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(15条) 炉心等 1 設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。 2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないものでなければならない。 3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。 4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。 5 燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。 6 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとすること。	無	A	燃料体、反射材並びに炉心支持構造物に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	A	燃料体設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	無	C	燃料体の輸送には屋外も含まれるが、燃料体設計及び輸送・取扱いに関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	4.1.1.2 設計方針 (1) 未臨界性 (2) 冷却浄化能力 (3) 非常用注水能力 (4) 貯蔵能力 (5) 遮蔽 (6) 漏えい防止及び漏えい監視 (7) 構造強度 (8) 落下防止 (9) 重量物落下 (10) 雾囲気の浄化 (11) 被ばく低減 (12) 監視機能 (13) 試験検査  4.1.1.7 手順等 (1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策 (2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	5. 原子炉冷却系統施設 5.1 1次冷却設備  5.1.1.6 手順等 (1) 1次冷却系ループドレン弁及び加圧器ベント弁については、通常時又は事故時開となるおそれがないように施錠管理によるハンドルロックを実施する。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	無	A	当該項目は屋内の施設に関するものであるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない
(18条)	蒸気タービン	蒸気タービン（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）は、当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。 蒸気タービンには、当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、その運転状態を監視できる設備を設けなければならない。	無	A	蒸気タービンの設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(19条)	非常用炉心冷却設備	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、非常用炉心冷却設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 一 一次冷却材を喪失した場合においても、燃料被覆材の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい損傷を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものとすること。 二 一次冷却材を喪失した場合においても、燃料被覆材と冷却材との反応により著しく大量の水素を生じないものとすること。	無	A	非常用炉心冷却設備に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(20条)	一次冷却材の減少分を補給する設備	発電用原子炉施設には、通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時に発生した一次冷却材の減少分を補給する設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	無	A	一次冷却材の減少分を補給する設備に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
(21条)	残留熱を除去することができる設備	発電用原子炉施設には、発電用原子炉を停止した場合において、燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメータが設計値を超えないようにするため、原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	無	A	原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(22条)	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 一 原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去することができるものとすること。 二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対して安全性を損なわないものとすること。	無 無	A C	残留熱及び重要安全施設において発生した熱の除去に係る設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 第5条（耐津波設計）、第9条（溢水防護）、第7条（不法侵入等防止）の適合のための設計方針に示す通り、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の設計に影響がないよう防潮堤等を設置するものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(23条)	計測制御系統施設	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。 一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとすること。 二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとすること。 三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとすること。 四 前号のパラメータのうち、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても二種類以上監視し、又は推定ができるものとすること。 五 発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存されるものとすること。	無 無 無 無	A A A A	炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ等の監視に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ等の監視に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 原子炉格納容器内の雰囲気の圧力、温度、水素ガス濃度及び放射性物質濃度等の監視に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 原子炉格納容器内の雰囲気の圧力、温度、水素ガス濃度及び放射性物質濃度等の監視に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
24条	安全保護回路	6.3 プロセス計装 6.3.2 設計方針 6.6 原子炉保護設備 6.6.2 設計方針 6.6.6 手順等 (1) 安全保護系のデジタル計算機が収納された盤については、施錠管理方法を定め運用する。 (2) 発電所への出入りについては、出入管理方法を定め運用する。詳細は、「1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止(3)手順等」に示す。 (3) 安全保護系の保守ツールの使用については、パスワードの管理及び入力操作に関する手順等並びにソフトウェアの使用について検証及び妥当性を確認することを定め運用する。 (4) 適切に保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。 (5) 保守管理や盤の施錠管理、出入管理、パスワード管理等の管理手順に関する教育を実施する。	無 無 無 無 無	A C A A	屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 防潮堤の再構築により発電所への出入ルートは変更となるが、出入管理方法を定め運用することに対して、防潮堤の位置・構造による影響はない。 屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
		6.7 工学的安全施設作動設備 6.7.2 設計方針 6.7.6 手順等 安全保護系の手順については、「6.6.6 手順等」に示す。	無 無 無	A C	屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 防潮堤の再構築により発電所への出入ルートは変更となるが、出入管理方法を定め運用することに対して、防潮堤の位置・構造による影響はない。
(25条)	反応度制御系統及び原子炉制御系統	発電用原子炉施設には、反応度制御系統（原子炉停止系統を含み、安全施設に係るものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。	無	A	反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。 一 制御棒、液体制御材その他反応度を制御するものによる二以上の独立した系統を有するものとすること。  二 通常運転時の高温状態において、二以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても反応度制御系統のうち少なくとも一つは、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。  三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。  四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。  五 制御棒を用いる場合にあっては、反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第二号から前号までの規定に適合すること。  3 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。  4 制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する設備は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	無 無 無 無 無 無 無 無 無 無	A A A A A A A A A	反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 反応度制御系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		6.14.1.2 設計方針 (1) 中央制御室 (2) 運転員操作に関する考慮 (3) 中央制御室の居住性 (4) 発電用原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視 (5) 中央制御室外からの原子炉停止機能	無 無 無 無 無	A A A A A	屋内での監視・操作に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。 屋内での操作に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。 屋内の居住性に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。 屋内の監視に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。 屋内の操作に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
26条	原子炉制御室等				

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容	
	(6) 中央制御室の火災防護	無	A	室内の盤及び装置の材料に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	(7) 中央制御室からの指示・連絡	無	A	屋内からの連絡に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	(8) 施設の外の状況の把握	無	C	・防潮堤高さ等の設計変更が生じても、津波監視カメラを防潮堤天端上に設置する方針に変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。 ・津波監視カメラの配置については5条(津波による損傷の防止)適合性の中で整理を行う。	
	(9) 酸素濃度計等の施設に関する考慮	無	A	屋内の設備に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。	
	6.14.1.5 手順等				
	(1) 手順に基づき、酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。	無	A	屋内の手順に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。	
	(2) 手順に基づき、監視カメラ、気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備等により必要な情報を入手する。	無	A	屋内の手順に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。	
	(3) 監視カメラ、気象観測設備等に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、故障時において補修を行う。	無	A	保守管理に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。	
	(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計等の保守管理及び操作に関する教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。	
	(5) 手順に基づき、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により中央制御室内の運転員の対処能力を確保する。【有毒ガス】	無	C	・防潮堤高さ等の設計変更により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 ・また、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連するが、防潮堤高さ及び幅の設計変更に伴う構内入構ルートの変更はなく、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置には影響が無いため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(27条)	放射性廃棄物の処理施設	工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中的放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。	無	A	放射性廃棄物の処理施設に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとすること。	無	A	放射性廃棄物の処理施設に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
	三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。	無	A	放射性廃棄物の処理施設に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(28条)	放射性廃棄物の貯蔵施設	工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。 一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。	無	A	放射性廃棄物の貯蔵施設に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること。	無	A	放射性廃棄物の貯蔵施設に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(29条)	工場等周辺における直接線等からの防護	設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。	無	A	工場等周辺の空間線量率を低減するための機能に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
(30条)	放射線からの放射線業務 従事者の防護	設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。 一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。	無	A	放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減するための機能に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。	無	A	運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における対応は屋内で実施するものであるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。	無	A	放射線から放射線業務従事者を防護するための機能に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならぬ。	無	A	放射線管理施設に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
31条	監視設備	8.3.1.2 設計方針 (1)放射線業務従事者等の放射線管理	無	A	全て屋内施設での管理であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
		(2)放射線監視	有	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤の外側に設置しているモニタリングポスト7については、防潮堤高さ等の設計変更に伴い、これまで説明したよりもクラウドシャイン線及び直接線・スカイシャイン線からの遮蔽度合いが大きくなるため、影響があると整理した。</li> <li>・クラウドシャイン線の観測への影響については、これまで同様、図の確認と死角となる角度の確認により測定が可能であることを確認した。</li> <li>・直接線・スカイシャイン線の観測への影響については、これまで図により視覚的に影響が小さいことを説明していたが、高さ変更に伴い同様の説明では影響が小さいことの判断が困難となつたため、SCATTERINGコードにより線量評価を行い、定量的に観測への影響を評価し、測定が可能であることを確認した。</li> <li>・以上より、防潮堤の設計変更後もモニタリングポストによる観測が成立することを確認したため、防潮堤の設計に影響を与えることはない。</li> </ul>
		(3)放射性物質の放出に係る測定	有	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤の外側に設置しているモニタリングポスト7については、防潮堤高さ等の設計変更に伴い、これまで説明したよりもクラウドシャイン線及び直接線・スカイシャイン線からの遮蔽度合いが大きくなるため、影響があると整理した。</li> <li>・クラウドシャイン線の観測への影響については、これまで同様、図の確認と死角となる角度の確認により測定が可能であることを確認した。</li> <li>・直接線・スカイシャイン線の観測への影響については、これまで図により視覚的に影響が小さいことを説明していたが、高さ変更に伴い同様の説明では影響が小さいことの判断が困難となつたため、SCATTERINGコードにより線量評価を行い、定量的に観測への影響を評価し、測定が可能であることを確認した。</li> <li>・以上より、防潮堤の設計変更後もモニタリングポストによる観測が成立することを確認したため、防潮堤の設計に影響を与えることはない。</li> </ul>

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	(4)設計基準事故時の放射線計測	有	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤の外側に設置しているモニタリングポスト7については、防潮堤高さ等の設計変更に伴い、これまで説明したよりもクラウドシャイン線及び直接線・スカイシャイン線からの遮蔽度合いが大きくなるため、影響があると整理した。</li> <li>・クラウドシャイン線の観測への影響については、これまで同様、図の確認と死角となる角度の確認により測定が可能であることを確認した。</li> <li>・直接線・スカイシャイン線の観測への影響については、これまで図により視覚的に影響が小さいことを説明していたが、高さ変更に伴い同様の説明では影響が小さいとの判断が困難となつたため、SCATTERINGコードにより線量評価を行い、定量的に観測への影響を評価し、測定が可能であることを確認した。</li> <li>・以上より、防潮堤の設計変更後もモニタリングポストによる観測が成立することを確認したため、防潮堤の設計に影響を与えることはない。</li> </ul>
	(5)放射線防護用資機材	無	A	全て屋内保管の資機材であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
	(6)モニタリングポスト及びモニタリングステーション	無	A	モニタリングポスト、モニタリングステーションの電源供給機能、データ伝送機能に関する設計方針であり、防潮堤レイアウトによらない項目であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(7)気象観測設備	無	B	気象観測所は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響を受けない。
	8.3.1.6 手順等			
	(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源機能、警報機能及びデータ伝送系の多様性を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	無	A	当該手順は、モニタリングポスト、モニタリングステーションの電源機能、伝送機能の保守管理であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源、警報及びデータ伝送系の保守管理に関する教育を実施する。	無	A	教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(32条)	原子炉格納施設			
	原子炉格納容器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した場合において漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼさないようにするために、想定される最大の圧力、最高の温度及び適切な地震力に十分に耐えることができ、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでなければならない。	無	A	原子炉格納容器に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	2 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。	無	A	原子炉格納容器に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁（安全施設に属するものに限る。次項及び第五項において同じ。）を設けなければならない。ただし、計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であって、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。	無	A	原子炉格納容器を貫通する配管及び隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	4 主要な配管（事故の収束に必要な系統の配管を除く。）に設ける隔離弁は、設計基準事故時に隔離機能の確保が必要となる場合において、自動的、かつ、確実に閉止される機能を有するものでなければならない。	無	A	原子炉格納容器の主要な配管及び隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	5 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより隔離弁を設けなければならない。 一 原子炉格納容器に近接した箇所に設置すること。	無	A	原子炉格納容器の隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	二 原子炉格納容器内に開口部がある配管又は原子炉冷却材圧力バウンダリに接続している配管のうち、原子炉格納容器の外側で閉じていないものにあっては、原子炉格納容器の内側及び外側にそれぞれ一個の隔離弁を設けるものとすること。ただし、その一方の側の設置箇所における配管の隔離弁の機能が、湿気その他隔離弁の機能に影響を与える環境条件によって著しく低下するおそれがあると認められるときは、貫通箇所の外側であって近接した箇所に二個の隔離弁を設けることをもって、これに代えることができる。	無	A	原子炉格納容器の配管及び隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	三 原子炉格納容器を貫通し、貫通箇所の内側又は外側において閉じている配管にあっては、原子炉格納容器の外側に一個の隔離弁を設けるものとすること。ただし、当該格納容器の外側に隔離弁を設けることが困難である場合においては、原子炉格納容器の内側に一個の隔離弁を適切に設けることをもって、これに代えることができる。	無	A	原子炉格納容器の配管及び隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	四 前二号の規定にかかわらず、配管に圧力開放板を適切に設けるときは、原子炉格納容器の内側又は外側に通常時において閉止された一個の隔離弁を設けることをもって、前二号の規定による隔離弁の設置に代えることができる。	無	A	原子炉格納容器の配管及び隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	五 閉止後において駆動動力源が喪失した場合においても隔離機能が失われないものとすること。	無	A	原子炉格納容器の隔離弁に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	6 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の健全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	無	A	原子炉格納容器スプレイ系及びその熱除去系に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	7 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、放射性物質の濃度を低減させるため、原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。	無	A	アニュラス空気再循環設備及び原子炉格納容器スプレイ系統に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	8 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の健全性を損なうおそれがある場合は、水素及び酸素の濃度を抑制するため、可燃性ガス濃度制御系（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。	無	A	可燃性ガス濃度制御系に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
33条	保安電源設備	10.1 非常用電源設備	無	B	屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		10.1.1.2 設計方針			
		10.1.1.2.1 非常用所内電源系			
		10.1.1.2.2 全交流動力電源喪失			屋内施設における内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		10.1.1.6 手順等			
		(1) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(2) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。			教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		10.3 常用電源設備			
		10.3.2 設計方針			
		10.3.2.1 外部電源系			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		10.3.6 手順等			
		(1) 外部電源系統切替を実施する際は、手順を定め、給電運用担当箇所と連携を図り確実に操作を実施する。			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(2) 電気設備の塩害による汚損、劣化を監視するためポリマー碍管の漏れ電流測定を実施する。また、碍子の汚損が激しい場合は、碍子の清掃を実施する。			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(3) 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(4) 変圧器1次側における1相開放事象への対応として、送電線は複数回線との接続を確保し、送電線引留部の巡視点検を実施する。			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(5) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。			屋外に設置している開閉所等については、津波の影響を受けない敷地高さ又は防潮堤内側に設置することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(6) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。			教育に関する内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
34条 緊急時対策所	10.9.1.2 設計方針	(1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。	無	C	・構内入構ルートは要員の収集に関連するが新たに設ける構内入構ルート又は津波の影響を受けない大和門扉ルートを通行して要員の収集が可能であることを確認済みである。防潮堤高さ等の設計変更後においても、これらの構内入構ルートは変更がないため、防潮堤高さ等の設計変更による影響はない。
		(2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。	無	A	屋内に設置している情報収集設備に関する事項であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。	無	A	屋内に設置している通信連絡設備に関する事項であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(4) 緊急時対策所内には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	無	A	屋内で使用する設備の保管に関する事項であり、保管場所は緊急時対策所内であることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	無	C	・防潮堤高さ等の設計変更により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 ・また、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連するが、防潮堤高さ及び幅の設計変更に伴う構内入構ルートの変更ではなく、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置には影響が無いため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	10.9.1.5 手順等	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を実施する。	無	A	緊急時対策所設備の保守管理に関する事項及び教育に関するであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
35条	通信連絡設備	<p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1)設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備としてデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2)設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1)通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2)専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3)社内外の関係先へ、的かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	無	C	屋内および屋外の機器に対する事項であるが、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
			無	C	屋内および屋外の機器に対する事項であるが、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
			無	A	通信連絡設備の操作手順を作成する事項であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
			無	A	通信連絡設備の点検状態監視手順の整備および異常時の対応手順の教育に関する事項であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
			無	A	通信連絡設備を利用した訓練に関する事項であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(36条)	補助ボイラー	発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件に応じて必要な蒸気を供給する能力がある補助ボイラー（安全施設に属するものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。	無	A	補助ボイラーによる蒸気供給に係る設計に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		2 補助ボイラーは、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。	無	A	発電用原子炉施設の安全性に対する補助ボイラーの影響に防潮堤は関係しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
37条	重大事故等の拡大の防止等  ・重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した事故シーケンスグループに対して、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 ・重大事故が発生した場合において、想定した格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器破損及び放射性物質の発電所の外への異常な放出を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 ・重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した事故に対して、使用済燃料ピット内に貯蔵されている燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 ・重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した運転停止中事故シーケンスグループに対して、運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。	無	C	屋外配備している可搬型設備を用いた手順及び作業時間は、防潮堤高さ等の設計変更による影響を受けないことから、有効性評価への影響はない  なお、防潮堤高さ等の設計変更に伴い津波PRAの評価条件が一部変更となるが、シーケンス選定の結果には影響しない見込み。
38条	重大事故等対処施設の地盤	基礎地盤の安定性評価にてご説明予定		
39条	地震による損傷の防止	耐震設計方針にてご説明予定		
40条	津波による損傷の防止	耐津波設計方針にてご説明予定		
41条	火災  1.6.2.1 基本事項 (1) 火災区域及び火災区画の設定	無	C	屋外の重大事故等対処設備に対して火災区域を設定するが、他条文(43条重大事故等対処設備)の確認により、防潮堤高さ等の設計変更の再構築に伴う屋外の重大事故等対処設備の配置変更ではなく、火災区域の設定を変更する必要がないことを確認したため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル	無	C	防潮堤高さ等の設計変更の再構築によって火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の選定に変更は生じないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(3) 火災防護計画	無	A	火災防護計画は発電所における消火活動の体制、要員の教育訓練及び消火設備の保守点検等に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.2.2 火災発生防止 1.6.2.2.1 重大事故等対処施設の火災発生防止	無	C	屋外の重大事故等対処設備に対して火災発生防止が必要となるが、他条文(43条重大事故等対処設備)の確認により、防潮堤高さ等の設計変更の再構築に伴う屋外の重大事故等対処設備の配置変更ではなく、火災発生防止の方針を変更する必要がないことを確認したため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.2.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用	無	C	不燃性材料又は難燃性材料の使用に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.2.2.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止	無	C	落雷による火災の発生防止として建屋等に避雷針を設置する設計、並びに地震による火災発生防止として安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じた支持性能をもつ地盤に設置する等の設計としているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、いずれも防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.6.2.3 火災の感知及び消火 1.6.2.3.1 火災感知設備	無	C	屋外の重大事故等対処設備に対して火災感知設備を設ける設計としているが、他条文(43条重大事故等対処設備)の確認により、防潮堤高さ等の設計変更の再構築に伴う屋外の重大事故等対処設備の配置変更ではなく、火災感知設備の設計方針を変更する必要がないことを確認したため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
		1.6.2.3.2 消火設備	無	C	自動消火設備は屋内に設置するため、防潮堤高さ等の設計変更による影響がない事を確認した。 消防用水供給系の水源として、屋外にろ過水タンクを設置する方針としているが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 また、火災区域の消火活動に対応できるよう消火栓が屋外に配置されるが、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		1.6.2.3.3 自然現象	無	C	火災感知設備及び消火設備に対する地震等の自然現象の考慮に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		1.6.2.3.4 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による重大事故等対処施設への影響	無	C	消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響に関する内容であり、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
		1.6.2.4 その他	無	A	当該項目は屋内の施設(フロアケーブルダクト、電気室、蓄電池室等)の特徴を考慮した火災防護対策に関するものであるため、防潮堤の位置・構造に影響を受けるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
42条	特定重大事故等対処施設				
43条	重大事故等対処設備	1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 a.常設重大事故等対処設備	無	B	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、設計基準事故対処設備の安全機能と常設重大事故防止設備の系統機能の多様性、独立性に係る機能設計を変更するものではなく、位置的分散に係る設置箇所を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が常設重大事故等対処設備の多様性、位置的分散に影響を与えることはない。
		1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 b.可搬型重大事故等対処設備	無	C	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却・注水機能及び常設重大事故防止設備の機能と可搬型重大事故等対処設備の系統機能の多様性、独立性に係る機能設計を変更するものではなく、位置的分散に係る設置箇所を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が可搬型重大事故等対処設備の多様性、位置的分散に影響を与えることはない。
		1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1)多様性、位置的分散 c.可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	無	B	可搬型重大事故対処設備の常設設備との接続口は、防潮堤高さ等の設計変更による影響を受けない防潮堤内の建屋近傍・建屋内にあり、複数の接続口の場所を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が接続口に影響を与えることはない。
		1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2)悪影響防止	無	B	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、悪影響防止として考慮する系統の分離、建屋内保管、屋外保管設備の固縛等を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が悪影響防止に影響を与えることはない。
		1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (3)共用の禁止	無	B	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、常設重大事故等対処設備を他号炉と共用しない設計を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が共用の禁止に影響を与えることはない。
		1.1.10.2 容量等 (1)常設重大事故等対処設備	無	B	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、常設重大事故等対処設備の容量を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が常設重大事故等対処設備の容量に影響を与えることはない。
		1.1.10.2 容量等 (2)可搬型重大事故等対処設備	無	C	防潮堤高さ等の設計変更に伴い、ホース敷設ルートも変更となるが、可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力で送水できることを確認しており、防潮堤の位置・構造が可搬型重大事故等対処設備の容量に影響を与えることはない。
		1.1.10.3 環境条件等 (1)環境条件	無	C	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、重大事故等対処設備がその設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計を変更するものではなく、防潮堤高さ等の設計変更により各場所で考慮する環境条件に影響を及ぼさないため、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の環境条件への適合性に影響を与えることはない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	1.1.10.3 環境条件等 (2)重大事故等対処設備の設置場所	無	B	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する設計を変更するものではなく、防潮堤高さ等の設計変更により各場所での放射線環境に影響を及ぼさないため、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の設置場所の適合性に影響を与えることはない。
	1.1.10.3 環境条件等 (3)可搬型重大事故等対処設備の設置場所	無	C	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する設計を変更するものではなく、防潮堤高さ等の設計変更により各場所で考慮する放射線環境に影響を及ぼさないため、防潮堤の位置・構造が可搬型重大事故等対処設備の設置場所の適合性に影響を与えることはない。
	1.1.10.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 a. 操作の確実性	無	B	防潮堤高さ等の設計変更の前後で、屋内の重大事故等対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備の操作性に変更はなく、屋外の可搬型重大事故等対処設備が人力又は車両による運搬・移動ができ、操作に必要な固定ができる設計を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の操作性に影響を与えることはない。
	1.1.10.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 b. 系統の切替性	無	A	本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用するための系統の切替操作は、屋内施設における操作であるため、防潮堤の位置・構造が系統の切替性に影響を与えることはない。
	1.1.10.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	無	B	可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続口は、防潮堤高さ等の設計変更の前後共に防潮堤内の建屋近傍・建屋内にあり、接続部の規格等を変更するものではないため、防潮堤の位置・構造が接続性に影響を与えることはない。
	1.1.10.4 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保	有	D	防潮堤傾斜部の拡幅に伴い、防潮堤付近のアクセスルートの位置を山側に寄せる、又は防潮堤と埋戻部との境界に段差緩和対策を行うことで、可搬型設備の通行に必要となる道路幅4.0mを確保できることを確認した。また、防潮堤（地中部）の上部をアクセスルートとして活用する範囲及び地中埋設構造物等と埋戻部の境界位置が変更となるが、通行に支障となる段差の発生が想定される箇所はあらかじめ段差緩和対策を行うことから、可搬型設備の通行性に影響はないことを確認した。
	1.1.10.4 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	無	B	重大事故対処設備には屋外に設置するものはあるが、防潮堤の位置・構造が重大事故等対処設備の試験・検査性に影響を与えることはない。

条文		新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由 又は 影響の内容
技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 a. 切替えの容易性	無	B		本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられる手順を整備する方針であるが、これらの切替え操作は、屋内施設における操作及び原子炉建屋若しくは原子炉補助建屋周辺での操作であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保	有	D		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤傾斜部の拡幅に伴い、防潮堤付近のアクセスルートの位置を山側に寄せる、又は防潮堤と埋戻部との境界に段差緩和対策を行うことで、可搬型設備の通行に必要となる道路幅4.0mを確保できることを確認した。また、防潮堤（地中部）の上部をアクセスルートとして活用する範囲及び地中埋設構造物等と埋戻部の境界位置が変更となるが、通行に支障となる段差の発生が想定される箇所はあらかじめ段差緩和対策を行うことから、可搬型設備の通行性に影響はないことを確認した。</li> <li>・防潮堤を越える箇所における可搬型ホース（300A）の敷設作業（自主手順）について、防潮堤高さの変更に伴い、可搬型大容量海水送水ポンプ車付属のクレーンを用いたホース吊り上げ作業が不成立となるが、資機材運搬車を配備し、資機材運搬車付属のクレーンを用いることでホース吊り上げ作業は可能であることを確認した。</li> <li>・以上より、屋外アクセスルートの設計・運用の見直しが防潮堤の設計に影響を与えることはない。</li> </ul>
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (2) 復旧作業に係る事項 a. 予備品等の確保	無	A		<p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には重大事故等対処設備により対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</li> <li>・単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</li> <li>・復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。また、地下水排水設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材を確保する。</li> </ul> <p>以上のとおり、本項目は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業に必要な予備品、又は地下水排水設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うための必要な資機材を確保する方針について示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (2) 復旧作業に係る事項 b. 保管場所	無	B		<p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面の滑り、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮して保管する方針である。</p> <p>また、地下水排水設備の資機材は、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に地下水排水設備との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>予備品等の保管場所は、可搬型重大事故等対処設備の保管場所である51m倉庫・車庫エリアに保管しており、また、地下水排水設備の資機材は可搬型重大事故等対処設備の保管場所に保管する方針であることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (2) 復旧作業 c. アクセスルートの確保	有	D	防潮堤傾斜部の拡幅に伴い、防潮堤付近のアクセスルートの位置を山側に寄せる、又は防潮堤と埋戻部との境界に段差緩和対策を行うことで、可搬型設備の通行に必要となる道路幅4.0mを確保できることを確認した。また、防潮堤（地中部）の上部をアクセスルートとして活用する範囲及び地中埋設構造物等と埋戻部の境界位置が変更となるが、通行に支障となる段差の発生が想定される箇所はあらかじめ段差緩和対策を行うことから、可搬型設備の通行性に影響はないことを確認した。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (3) 支援に係る事項	無	C	・構内入構ルートは外部支援に関連するが、新たに設ける構内入構ルート又は津波の影響を受けない大和門扉ルートを通行して外部からの支援を受ける方針であり、防潮堤高さ等の設計変更後においても、これらの構内入構ルートは変更がないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 a. 手順書の整備 (a) 情報の収集及び判断基準	無	A	すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で3号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる方針である。 以上のとおり、本項目は、必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、手順書にまとめる方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 a. 手順書の整備 (b) 判断に迷う操作等の判断基準の明確化	無	A	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等をためらうことなく判断し実施できるように、判断基準をあらかじめ明確にした手順を運転手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する方針である。 以上のとおり、本項目は、判断にためらう操作等の判断基準を明確化した手順書を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 a. 手順書の整備 (c) 財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針	無	A	財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針について、以下の方針に従って手順等を整備する。 ・重大事故等対策の実施において、財産(設備等)保護よりも安全を優先するという共通認識を持って行動でいるよう、社長はあらかじめ方針を示す。 ・重大事故等時の運転操作において、発電課長(当直)が躊躇せず判断できるように、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書を整備し、判断基準を明記する。 ・重大事故等時の発電所対策本部の活動において、重大事故等対策を実施する際には、発電所対策本部長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた発電所対策本部用手順書を整備し、判断基準を明記する。 以上のとおり、本項目は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた手順書を整備し、判断基準を明記することについて示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 a. 手順書の整備 (d) 手順書の構成及び手順書相互間の移行基準の明確化	無	A	重大事故等時に使用する手順書として、発電所内の運転員と発電所災害対策要員(運転員を除く。)が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転手順書及び発電所対策本部用手順書を適切に定める方針である。また、運転手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう移行基準を明確にする方針である。 以上のとおり、本項目は、手順書の構成及び手順書相互間の移行基準を明確にした手順書を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項</p> <p>(4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>(e) 状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備</p>	無	A	<p>状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備について、以下の方針に従い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転手順書及び発電所対策本部用手順書に明記する。</li> <li>・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを、あらかじめ発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータの中から選定し、運転手順書及び発電所対策本部用手順書に整理する。</li> <li>・重大事故等対策実施におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を発電所対策本部用手順書に整理する。</li> <li>・有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が使用する運転手順書、発電所災害対策要員(運転員を除く。)が使用する発電所対策本部用手順書に整理する。</li> </ul> <p>以上のとおり、本項目は、状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項</p> <p>(4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>(f) 前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備</p>	無	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構内入構ルートは津波発生時の避難に関連するが、新たに設ける構内入構ルートに加え、屋外アクセスルート等を通行し、津波発生時においても高台へ避難することが可能であることを確認済みである。構内入構ルートは防潮堤高さ等の設計変更後も変わりないことから、防潮堤高さ等の設計変更による影響はない。</li> </ul>
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項</p> <p>(4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>(g) 有毒ガス発生時の防護措置に係る手順の整備</p>	無	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤高さ等の設計変更により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更ではなく、防潮堤の設計は本条文の設計・評価条件等にかかりはない。</li> <li>・また、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連するが、防潮堤高さ及び幅の設計変更に伴う構内入構ルートの変更はないことから、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置には影響は無い。</li> </ul>
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項</p> <p>(4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>(a) 教育及び訓練の実施方針</p>	無	A	<p>重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練を実施する方針である。</p> <p>以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項</p> <p>(4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>(b) 知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な演習の実施</p>	無	A	<p>知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な演習の実施について、以下の方針に従い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う。</li> <li>・現場作業に当たっている発電所災害対策要員(運転員を除く。)が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、運転員(中央制御室及び現場)と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</li> <li>・重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</li> </ul> <p>以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (c)保守訓練の実施	無	A	重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設、予備品等について熟知する方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (d) 高線量下等を想定した訓練の実施	無	A	重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 b. 教育及び訓練の実施 (e) マニュアル等を即時利用可能とするための準備	無	A	重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備、事故時用の資機材等に関する情報並びに手順書が即時に利用できるように、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う方針である。 以上のとおり、本項目は、重大事故等に対処する要員に対して、教育及び訓練を実施する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (a) 役割分担及び責任者の明確化	無	A	役割分担及び責任者の明確化については、以下の方針に従い実施する。 ・重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 ・通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班の構成を行う。 ・各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 本項目は、発電所対策本部における実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者の明確化等、体制の整備に係る内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (b) 実施組織の構成	無	A	実施組織は、運転班(運転員を含む。)、復旧班により構成し、必要な役割分担を行い重大事故等対策を円滑に実施できる体制を整備する。 以上のとおり、本項目は、重大事故等対策を実施する実施組織の構成について、必要な役割分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する方針に係る内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (c) 複数号炉の同時被災への対応	無	C	複数号炉の同時被災時においては、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する必要があるが、屋外アクセスルートは、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (d) 支援組織の構成</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (e) 対策本部の設置及び要員の招集</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (f) 各班の役割分担及び責任者の明確化</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (g) 指揮命令系統及び代行者の明確化</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (h) 実効的に活動するための設備等の整備</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項 (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 c. 体制の整備 (i) 発電所内外への情報提供</p>	無	A	<p>発電所対策本部に支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける方針である。</p> <p>以上のとおり、本項目は、支援組織の構成を示す内容のため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p> <p>・構内入構ルートは要員の参集に関連するが新たに設ける構内入構ルート又は津波の影響を受けない大和門扉ルートを行通して要員の参集が可能であることを確認済みである。防潮堤高さ等の設計変更後においても、これらの構内入構ルートは変更がないため、防潮堤高さ等の設計変更による影響はない。</p> <p>発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに運転員の機能を明確にするとともに、責任者として班長を、運転員の責任者として発電課長(当直)を配置する方針である。</p> <p>以上のとおり、本項目は、発電所対策本部における各班の役割分担及び責任者の明確化に係る内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p> <p>発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長(原子力防災管理者)が欠けた場合に備え、代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。また、号機責任者、班長及び発電課長(当直)についても欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする方針である。</p> <p>以上のとおり、本項目は、発電所対策本部における指揮命令系統及び代行者の明確化に係る事項であり、防潮堤の設計方針に影響はない。</p> <p>実効的に活動するための設備等の整備について、以下の方針に従い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するためのデータ伝送設備(発電所内)、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</li> <li>・実施組織が、中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備を整備する。</li> </ul> <p>以上のとおり、本項目は、実施組織及び支援組織が実効的に活動するための設備等を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p> <p>支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本店対策本部、国、関係地方公共団体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるように、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針である。</p> <p>以上のとおり、本項目は、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>

条文	新規制追加要求に係る条文：基準への適合方針として整備している設計方針等 新規制対象外の条文：条文要求事項	影響の有無	分類	影響なしの理由　又は　影響の内容
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項            (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備            c. 体制の整備            (j) 外部からの支援体制の整備</p>	無	A	<p>外部からの支援体制の整備について、以下の方針に従い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所外部からの支援を受けることができるよう、本店における防災体制を発令した場合、速やかに本店内に発電所外部の支援組織である本店対策本部を設置する等の体制を整備する。</li> <li>・本店対策本部は、全社（全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のこと）での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。</li> <li>・本店対策本部は、本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、復旧対策の支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営等を行う原子力班、保安通信回線の確保等を行う情報通信班、電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等を行う工務班、配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等を行う配電班、要員の手配・健康管理、食料の調達、医師・病院の手配等を行う総括班、土地・建物の被害調査、一般交通関係情報の収集等を行う総務班、資機材の調達・輸送等を行う資材班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、報道関係に対する情報提供等を行う広報班で構成する。</li> <li>・本店対策本部は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置を行うこと、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織からの技術的な支援が受けられる体制を整備する。</li> </ul> <p>以上のとおり、本項目は、発電所外部からの支援を受けることができるよう本店対策本部を設置する等の体制を整備する方針であることを示す内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項            (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備            c. 体制の整備            (k) 事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備</p>	無	A	<p>事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備について、以下の方針に従い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、本店対策本部が中心となり、プラントメーカー及び協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</li> <li>・重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を整備する。</li> </ul> <p>以上のとおり、本項目は、事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備方針に係る内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方／1.0.2 共通事項            (4)手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備            c. 体制の整備            (l) 有毒ガス発生時の防護措置に係る体制の整備</p>	無	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤高さ等の設計変更により、屋内外の薬品タンク等の配置、敷地内可動源に対する防護措置方針に変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</li> <li>・また、構内入構ルートは有毒ガスの敷地内可動源輸送ルートに関連するが、防潮堤高さ及び幅の設計変更に伴う構内入構ルートの変更はなく、敷地内可動源からの有毒ガス発生時の防護措置には影響が無いため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</li> </ul>

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
技術的能力1.1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等				
設置許可基準44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備				
1.1.2.1	フロントライン系機故障時の対応手順				
-1	手動による原子炉緊急停止	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	原子炉出力抑制（自動）	無	A	A	
-3	原子炉出力抑制（手動）	無	A	A	
-4	ほう酸水注入	無	A	A	
-5	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	
1.1.2.2	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための手順等				
設置許可基準45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備				
1.2.2.1	フロントライン系故障時の対応手順				
-1	1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
a.	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
c.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
d.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
e.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
-3	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
a.	タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-4	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.2.2.2	サポート系故障時の対応手順				
-1	全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却				
a.	現場手動操作によるターピング動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	
c.	主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—	
d.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	C	—	
-2	復旧				
a.	常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.2.2.3	監視及び制御				
-1	加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	補助給水ポンプの作動状況確認	無	A	A	
-3	加圧器水位（原子炉水位）の制御	無	A	A	
-4	蒸気発生器水位の制御	無	A	A	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.2.2.4	重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順				
	-1 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却				
	a. 電動補助給水ポンプ又はターピン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	
1.2.2.5	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等				
設置許可基準46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備				
1.3.2.1	フロントライン系故障時の対応手順				
	-1 1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-2 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（注水）				
	a. 電動補助給水ポンプ又はターピン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
	c. SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
	d. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
	e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
	-3 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（蒸気放出）				
	a. 主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. ターピンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	
	-4 加圧器補助スプレイ弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	無	A	—	
	-5 重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.3.2.2	サポート系故障時の対応手順				
	-1 常設直流電源系統喪失時の減圧				
	a. 現場手動操作によるターピン動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	
	c. 加圧器逃がし弁操作用バッテリによる加圧器逃がし弁の機能回復	無	A	A	
	-2 主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁の作動に必要な制御用空気喪失時の減圧				
	a. 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—	
	c. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	無	A	A	
	-3 加圧器逃がし弁の背圧を考慮した減圧				
	a. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の開操作	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-4 復旧				
	a. 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリによる加圧器逃がし弁の機能回復	無	A	A	
	c. 常設代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	無	A	A	
	d. 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	無	A	A	
	e. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容	
			分類	分類		
f.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による加圧器逃がし弁の機能回復	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更ではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
-5	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
1.3.2.3	炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器露囲気直接加熱を防止する手順	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
1.3.2.4	蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順	無	A	A		
1.3.2.5	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順	無	A	A		
1.3.2.6	重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順					
-1	蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧					
a.	電動補助給水ポンプ又はターピン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
b.	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A		
-2	加圧器逃がし弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	無	A	A		
1.3.2.7	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
技術的能力1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等					
設置許可基準47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備					
1.4.2.1	1次冷却材喪失事象が発生している場合の対応手順					
-1	フロントライン系故障時の対応手順					
a.	炉心注水					
(a)	充てんポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
b.	代替炉心注水					
(a)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(b)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A		
(c)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	—		
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	有	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更ではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	有	C	—		
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	有	C	—		
c.	再循環運転					
(a)	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
d.	代替再循環運転					
(a)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
(b)	格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更ではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	
e.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
-2	サポート系故障時の対応手順				
a.	代替炉心注水				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	無	A	A	
(c)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	無	A	—	
(D)	ディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	—	
(e)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	C	
(f)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
(g)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
b.	代替再循環運転				
(a)	全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合				
i.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合				
i.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
c.	原子炉格納容器隔離弁の閉止	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
d.	復旧				
(a)	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造に伴う影響がない。
e.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手順				
a.	原子炉格納容器水張り				
(a)	格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる残存溶融炉心の冷却	無	—	—	溶融デブリが原子炉容器に残存する場合に原子炉格納容器へのスプレイによる残存溶融デブリの冷却（原子炉格納容器水張り）手順を整備する方針を示した内容であり、整備する手順毎の防潮堤高さ等の設計変更による影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理していることから対象外。
b.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.4.2.2	1次冷却材喪失事象が発生していない場合の対応手順				
-1	フロントライン系故障時の対応手順				
a.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
(a)	電動補助給水ポンプ又はターピン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
(c)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
b.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
(a)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	ターピンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	
c.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	サポート系故障時の対応手順				
a.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
(a)	ターピン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
b.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
(a)	主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
c.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
D.	復旧				
(a)	電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.4.2.3	発電用原子炉停止中の場合における対応手順				
-1	フロントライン系故障時の対応手順				
a.	炉心注水				
(a)	充てんポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	高圧注入ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
b.	代替炉心注水				
(a)	燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水	無	A	—	
(b)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(c)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
(d)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
(e)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	C	
(f)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(g)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
c.	再循環運転				
(a)	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
d.	代替再循環運転				
(a)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
e.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
(a)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
(c)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
(D)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
f.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
(a)	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	タービンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	
g.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
h.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	サポート系故障時の対応手順				
a.	代替炉心注水				
(a)	燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
(c)	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	無	A	A	
(d)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	無	A	—	
(e)	ディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	—	
(f)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(g)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
(h)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
b.	代替再循環運転				
(a)	発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合				
i.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	発電用原子炉停止中において原子炉補機冷却機能が喪失した場合				
i.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
c.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
(a)	タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
d.	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
(a)	主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
e.	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
f.	復旧				
(a)	B－充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(c)	電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
g.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.4.2.4	重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順				
-1	高圧注入ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
-3	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	無	A	A	
-4	余熱除去ポンプによる低圧再循環運転	無	A	A	
-5	余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱	無	A	A	
1.4.2.5	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
技術的能力1.5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等				
設置許可基準48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備				
1.5.2.1	フロントライン系故障時の対応手順				
-1	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
a.	電動補助給水ポンプ又はターピン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
c.	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	
D.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
e.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
f.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
-2	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
a.	所内用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	ターピンバイパス弁による蒸気放出	無	A	—	
c.	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	
D.	主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—	
e.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-4	格納容器内自然対流冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC,D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-5	可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-6	可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却				
a.	補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-7	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.5.2.2	サポート系故障時の対応手順				
-1	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）				
a.	ターピン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	無	A	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
c.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
d.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
e.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	無	C	—	
-2	蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（蒸気放出）				
a.	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復	無	A	—	
c.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-4	格納容器内自然対流冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-5	可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水	無	C	—	更ではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-6	可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却				
a.	補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-7	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.5.2.3	重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順				
-1	原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.5.2.4	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.6	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等				
設置許可基準49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備				
1.6.2.1	炉心の著しい損傷防止のための格納容器内の冷却				
-1	フロントライン系故障時の対応手順				
a.	格納容器内自然対流冷却				
(a)	C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	代替格納容器スプレイ				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	
(b)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
c.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	
-2	サポート系故障時の対応手順				
a.	代替格納容器スプレイ				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	
(b)	B - 格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
(c)	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
b.	格納容器内自然対流冷却				設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(a)	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D - 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	C	C	
c.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.6.2.2	原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順				
-1	フロントライン系故障時の対応手順				屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
a.	格納容器内自然対流冷却				
(a)	C, D - 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	A	A	
b.	代替格納容器スプレイ				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	
(b)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	無	C	—	
(D)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
c.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
-2	サポート系故障時の対応手順				
a.	代替格納容器スプレイ				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
(c)	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
(D)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
b.	格納容器内自然対流冷却				
(a)	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	C	C	
c.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.6.2.3	重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順				
-1	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.6.2.4	原子炉容器及び原子炉格納容器内への注水時における原子炉格納容器内の水位及び注水量の管理	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.6.2.5	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.7	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等				
設置許可基準50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備				
1.7.2.1	原子炉格納容器の過圧破損防止のための対応手順（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時）				
-1	格納容器スプレイ				
a.	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	格納容器内自然対流冷却				
a.	C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	代替格納容器スプレイ				
a.	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
c.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ	無	C	—	
d.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
e.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
-4	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.7.2.2	原子炉格納容器の過圧破損防止のための対応手順（全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時）				
-1	格納容器内自然対流冷却				
a.	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	代替格納容器スプレイ				
a.	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
c.	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	無	A	—	
d.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
e.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
f.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	無	C	—	
-3	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.7.2.3	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.8	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等				
設置許可基準51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備				
1.8.2.1	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却のための対応手順				
-1	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順				
a.	格納容器スプレイ				
(a)	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	代替格納容器スプレイ				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水	無	A	—	
(c)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	無	C	—	
(d)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(e)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	無	C	—	
-2	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順				
a.	代替格納容器スプレイ				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器下部への注水	無	A	—	
(c)	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水	無	A	—	
(d)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	無	C	—	
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	無	C	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.8.2.2	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止のための対応手順				
-1	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順				
a.	炉心注水				
(a)	高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	充てんポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
b.	代替炉心注水				
(a)	B-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
(c)	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	—	
(D)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
(e)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(f)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
-2	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順				
a.	代替炉心注水				
(a)	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	無	A	A	
(b)	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	無	A	A	
(c)	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(d)	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	無	A	—	
(e)	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
(f)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(g)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	無	C	—	
1.8.2.3	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.8.2.4	重大事故等時の対応手段の選択				
-1	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却のための対応手段の選択				
a.	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の対応手段	無	—	—	
-2	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止のための対応手段の選択				
a.	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の対応手段	無	—	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
技術的能力1.9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等				
設置許可基準52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				
1.9.2.1	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順				
-1	炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止				
a.	原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減	無	A	A	
-2	原子炉格納容器内の水素濃度の監視				
a.	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視	無	C	—	
1.9.2.2	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の電源を代替電源設備から給電する手順	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤高さ等の設計変更による影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。
1.9.2.3	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.9.2.4	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等				
設置許可基準53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				
1.10.2.1	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順				
-1	水素排出による原子炉建屋等の損傷防止				
a.	アニュラス空気浄化設備による水素排出				
(a)	交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	無	A	A	
b.	アニュラス部の水素濃度監視				
(a)	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	アニュラス水素濃度による水素濃度測定	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.10.2.2	水素排出により原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の電源を代替電源設備から給電する手順	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤高さ等の設計変更による影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。
1.10.2.3	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.10.2.4	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
技術的能力1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等				
設置許可基準54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備				
1.11.2.1	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順				
-1	使用済燃料ピットへの注水				
a.	燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。  設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—	
c.	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—	
d.	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	無	A	—	
e.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	無	C	C	
f.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	無	C	—	
g.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	無	C	—	
1.11.2.2	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順				
-1	使用済燃料ピットへのスプレイ				
a.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	無	C	—	
c.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	無	C	—	
d.	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	無	C	C	
-2	漏えい緩和				
-1	使用済燃料ピット漏えい緩和	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.11.2.3	重大事故等における使用済燃料ピットの監視のための対応手順				
-1	使用済燃料ピットの状態監視				
a.	常設設備による使用済燃料ピットの状態監視	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	無	B	B	可搬型設備の準備等の屋外作業において、作業は防潮堤の影響を受けない高台で実施することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
c.	代替電源による給電	無	—	—	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤高さ等の設計変更による影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。
1.11.2.4	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.11.2.5	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
技術的能力1.12	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等				
設置許可基準55条	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備				
1.12.2.1	炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順				
-1	大気への放射性物質の拡散抑制				
a.	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	無	B	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無く、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-2	海洋への放射性物質の拡散抑制				
a.	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制				
(a)	集水枠シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備の保管場所までの移動経路、及び可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤の位置・構造による影響がない。
(b)	荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	無	B	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無く、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備の保管場所までの移動経路、及び可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
c.	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.12.2.2	使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順				
-1	大気への放射性物質の拡散抑制				
a.	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	無	C	—	
c.	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	無	C	—	
d.	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無く、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
e.	ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み	無	B	—	
-2	海洋への放射性物質の拡散抑制				
a.	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制				
(a)	集水枠シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備の保管場所までの移動経路、及び可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤の位置・構造による影響がない。
(b)	荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	無	B	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無く、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着剤）による海洋への放射性物質の拡散抑制	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備の保管場所までの移動経路、及び可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.12.2.3	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順				
	-1 初期対応における延焼防止処置				
	a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	無	C	—	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火	無	C	—	
	c. 大規模火災用消防自動車による泡消火	無	C	—	
	-2 航空機燃料火災への泡消火				
	a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-3 重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	
1.12.2.4	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.13	重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等				
設置許可基準56条	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備				
1.13.2.1	水源を利用した対応手順				
	(1) 燃料取替用水ピットを水源とした対応手順	—	—	—	水源を利用した対応手順の項については、技術的能力の各条文で記載している。
	(2) 補助給水ピットを水源とした対応手順	—	—	—	
	(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順	—	—	—	
	(4) 代替給水ピットを水源とした対応手順	—	—	—	
	(5) 原水槽を水源とした対応手順	—	—	—	
	(6) 1次系純水タンクを水源とした対応手順	—	—	—	
	(7) 2次系純水タンクを水源とした対応手順	—	—	—	
	(8) 脱気器タンクを水源とした対応手順	—	—	—	
	(9) 海を水源とした対応手順	—	—	—	
	(10) ほう酸タンクを水源とした対応手順	—	—	—	
	(11) 格納容器再循環サンプルを水源とした対応手順	—	—	—	
1.13.2.2	水源へ水を補給するための対応手順				
	(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順				
	a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給				
	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給				
	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	C	C	
	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給				

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
i.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(c)	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給				
i.	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
(a)	ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
i.	ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	A	A	
c.	1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
(a)	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ライオンを経由した燃料取替用水ピットへの補給				
i.	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ライオンを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ライオンを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	A	A	
(b)	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給				
i.	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	A	A	
D.	2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
(a)	2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給				

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
i.	2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	A	A	
e.	1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
(a)	1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
i.	1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
ii.	1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	A	A	
(2)	補助給水ピットへ水を補給するための対応手順				
a.	可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給				
(a)	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更なく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(b)	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	無	C	C	
(c)	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	無	C	C	
b.	2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給				
(a)	2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(3)	原水槽へ水を補給するための対応手順				
a.	2次系純水タンク又は過水タンクから原水槽への補給	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤の位置・構造に伴う影響がない。
1.13.2.3	水源を切り替えるための対応手順				
(1)	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え				
a.	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	無	A	A	
(2)	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え				
a.	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(3)	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替え				
a.	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.13.2.4	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.13.2.5	重大事故等時の対応手段の選択				
(1)	水源を利用した対応手段				
a.	蒸気発生器への注水に利用する水源の優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	原子炉容器への注水に利用する水源の優先順位	無	—	—	
c.	原子炉格納容器内へのスプレイに利用する水源の優先順位	無	—	—	

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
(2) 水源へ水を補給するための対応手段	a. 燃料取替用水ピットへの補給に利用する水源の優先順位	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 補助給水ピットへの補給に利用する水源の優先順位	無	—	—	
	c. 原水槽への補給に利用する水源の優先順位	無	—	—	
技術的能力1.14	電源の確保に関する手順等				
設置許可基準57条	電源設備				
1.14.2.1	代替電源（交流）による対応手順				
	(1) 代替交流電源設備による給電				
	a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	無	C	C	屋内で対応する手順については、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 屋外に保管している代替非常用発電機は常設の重大事故等対処設備であるが、高台に設置しており、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。 設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電	無	A	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電	無	B	—	作業は再構築する防潮堤の影響を受けない高台で実施することから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電	無	B	—	
1.14.2.2	代替電源（直流）による対応手順				
	(1) 代替直流電源設備による給電				
	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 可搬型代替直流電源設備による給電	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保				
	a. 常設直流電源喪失時のA直流母線及びB直流母線受電	—	—	—	1.14.2.1(1) 代替電源（交流）による対応手順で整理する手順であるため、本項では記載しない。
1.14.2.3	代替所内電気設備による対応手順				
	(1) 代替所内電気設備による対応手順				
	a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、代替非常用発電機への移動経路や可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.14.2.4	燃料の補給手順				
	(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給	無	C	C	
1.14.2.5	重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順				
	(1) 非常用交流電源設備による給電	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.14.2.6	重大事故等時の対応手段の選択				
	(1) 代替電源（交流）による対応手段	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	(2) 代替電源（直流）による対応手段	無	—	—	
技術的能力1.15	事故時の計装に関する手順等				
設置許可基準58条	計装設備				
1.15.2.1	監視機能喪失				
	-1 計器の故障	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-2 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	無	A	A	
1.15.2.2	計測に必要な電源の喪失				
	-1 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失				
	A. 全交流動力電源喪失時の代替電源の供給	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	B. 直流電源喪失時の代替電源の供給	無	A	A	
	C. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	無	A	A	
	D. 可搬型バッテリ（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）による電源の供給	無	A	A	
1.15.3	重大事故等時のパラメータを記録する手順				
1.15.4	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等				
設置許可基準59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備				
1.16.2.1	居住性を確保するための手順等				
	-1 中央制御室空調装置の運転手順				
	a. 交流動力電源が確保されている場合	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合	無	A	A	
	-2 中央制御室の照明を確保する手順	無	A	A	
	-3 中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	無	A	A	
	-4 その他の放射線防護措置等に関する手順等				
	a. 重大事故等時の全面マスクの着用手順	無	A	—	中央制御室にて操作する運転員等の内部被ばくを低減するために全面マスクを着用する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	b. 放射線防護に関する教育等	無	A	—	中央制御室にて操作する運転員等の全面マスク着用の教育に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	c. 重大事故等時の運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化	無	A	A	屋内の居住性に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響は無い。
	-5 その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-6 重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-7 現場操作のアクセス性	無	—	—	屋内の現場操作が必要な箇所へのアクセス性に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-8 操作の成立性	無	—	—	屋内で対応する手順の成立性に関する内容であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.16.2.2	汚染の持込みを防止するための手順等				
	-1 チェンジングエリアの設置及び運用手順	無	B	B	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、防潮堤周辺での活動が無く、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-2 重大事故等時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-3 現場操作のアクセス性	無	—	—	屋内の現場操作が必要な箇所へのアクセス性に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.16.2.3	放射性物質の濃度を低減するための手順等				
-1	アニラス空气净化設備の運転手順				
a.	交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
b.	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合	無	A	A	
-2	その他の手順項目について考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-3	重大事故時の対応手段の選択	無	—	—	各対応手順の優先順位に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-4	現場操作のアクセス性	無	A	A	屋内の現場操作が必要な箇所へのアクセス性に関する内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.17	監視測定等に関する手順				
設置許可基準60条	監視測定設備				
1.17.2.1	放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等				
-1	モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定	有	D	—	防潮堤の外側に設置しているモニタリングポスト7については、防潮堤高さ等の設計変更に伴い、これまで説明したよりもクラウドシャイン線及び直接線・スカイシャイン線からの遮蔽度合いが大きくなるため、影響があると整理した。
-2	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	無	C	C	可搬型モニタリングポストによる測定のうち、防潮堤付近での測定を想定してるものとして、海側3か所の測定及び、モニタリングポスト7の代替測定が挙げられる。これらは、可搬型モニタリングポストを防潮堤の内側に設置して測定する運用であるため、防潮堤高さの変更による測定への影響は軽微。可搬型モニタリングポストは防潮堤からある程度離れた位置に設置することとしており、山側線形が変化することで、設置可能な範囲が若干狭くなる影響があるが、設置は可能であり防潮堤設計に影響を与えるものではない。
-3	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	屋外での作業ではあるが、移動ルートの変更等、手順に影響を与えるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-4	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	無	C	C	屋外での作業ではあるが、移動ルートの変更等、手順に影響を与えるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
-5	放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定				
A.	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	屋外での作業ではあるが、移動ルートの変更等、手順に影響を与えるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
B.	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	屋外での作業ではあるが、移動ルートの変更等、手順に影響を与えるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
C.	放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定	無	C	C	屋外での作業ではあるが、移動ルートの変更等、手順に影響を与えるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
D.	海上モニタリング	無	C	C	屋外での作業ではあるが、移動ルートの変更等、手順に影響を与えるものではなく、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
-6 -7 -8 -9	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	無	C	—	防潮堤高さ等の設計変更後も対象設備へのアクセスは可能であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	無	C	—	防潮堤高さ等の設計変更後も対象設備へのアクセスは可能であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	無	C	—	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	無	C	—	国、地方自治体との連携体制についての手順であるため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.17.2.2	風向、風速その他の気象条件の測定の手順等				
-1 -2 -3	気象観測設備による気象観測項目の測定	無	B	—	気象観測所は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤高さ等の設計変更による影響を受けない。なお、気象観測設備が機能喪失した場合は可搬型気象観測設備により代替測定を行う。
	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	無	B	B	可搬型気象観測設備を設置する気象観測所は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響を受けない。
	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	無	B	B	可搬型気象観測設備を設置する緊急時対策所付近は津波の影響を受けない高さに設置されているため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響を受けない。
1.17.2.3	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順	無	A	A	屋内で対応する手順であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.18	緊急時対策所の居住性等に関する手順等				
設置許可基準61条	緊急時対策所				
1.18.2.1	居住性を確保するための手順等				
-1 A. B. C. -2 A. b.	緊急時対策所の立上げ時の手順				
	可搬型空気浄化装置運転手順	無	B	B	緊急時対策所（指揮所及び待機所）空調上屋内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備手順	無	B	B	
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内で行う作業であることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生時の手順				
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内で行う作業であることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	その他の手順項目にて考慮する手順	無	—	—	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.18.2.1	-3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等				
a. B. c. D.	緊急時対策所にとどまる要員について	無	—	—	ブルーム通過時において緊急時対策所にとどまる要員の想定数を示したものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	空気供給装置（空気ポンベ）への切替準備手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	空気供給装置（空気ポンベ）への切替手順	無	C	C	設計・評価方針等の範囲に屋外が含まれるが、モニタリングポスト7による直接線・スカイシャイン線及びクラウドシャイン線の測定に関しては影響が軽微であるとの評価結果を得ており、空気供給装置への切替の判断基準に対して、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	可搬型空気浄化装置への切替手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内で行う作業であることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
1.18.2.2	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等				
-1	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について	無	A	-	重大事故等が発生した場合に備えて通常時から維持管理すべき内容について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	通信連絡に関する手順等	無	A	A	他条文で整備する手順のリンク先を整理した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.8.2.3	必要な数の要員の収容に係る手順等				
-1	放射線管理について				
	A. 放射線管理用資機材（線量計、マスク等）の維持管理等について	無	A	-	重大事故等が発生した場合に備えて通常時から維持管理すべき内容について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	B. チェンジングエリアの設置及び運用手順	無	A	-	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	C. 可搬型空気浄化装置の切替手順	無	A	A	緊急時対策所（指揮所及び待機所）内のみで行う作業であり、屋外での移動を含む作業は発生しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	-2 飲料水、食料等について	無	A	-	重大事故等が発生した場合に備えて通常時から維持管理すべき内容について定めたものであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
1.18.2.4	代替電源設備からの給電手順				
-1	緊急時対策所用発電機による給電				
	A. 緊急時対策所用発電機準備手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、アクセスルートに変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	B. 緊急時対策所用発電機起動手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業であり、アクセスルートに変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
C.	緊急時対策所用発電機の切替手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業のみであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	D. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業のみであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	無	B	B	緊急時対策所内及び緊急時対策所近傍の屋外にて行う作業のみであり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
技術的能力1.19	通信連絡に関する手順等				
設置許可基準62条	通信連絡を行うために必要な設備				
1.19.2.1	発電所内の通信連絡				
-1	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	無	C	C	通信連絡設備は、防潮堤高さ等の設計変更による影響を受ける位置に設置していないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等	無	C	C	
1.19.2.2	発電所外（社内外）との通信連絡				
-1	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	無	C	C	通信連絡設備は、防潮堤高さ等の設計変更による影響を受ける位置に設置していないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等	無	C	C	
1.19.2.3	代替電源設備から給電する手順等	無	-	-	代替電源設備から給電する手順は、技術的能力1.14にて整理していることから、整備する手順毎の防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響については、それぞれの個別条文及び審査項目にて整理しており対象外。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
技術的能力2.1	大規模損壊・可搬型設備等による対応				
2.1.1.1／2.1.2.1	大規模損壊発生時の手順書の整備				
(1)	大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮 大規模損壊のケーススタディで扱う自然現象の選定について	無	C		大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、設計基準を超えるような規模の自然災害を想定して発電用原子炉施設の安全性に与える影響を考慮することとしており、以下の方針としている。 ・大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する ・PRAの結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震及び津波特有の事象として発生する事故シーケンスについても対応できる手順書として整備する 自然現象の選定の考え方については、防潮堤高さ等の設計変更に関連しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。また、大規模損壊のケーススタディで扱う津波で想定する事故シーケンス・シナリオについては、防潮堤の高さによらず防潮堤を超える規模の津波を想定したシナリオとすることから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。津波以外の自然現象については、各現象の起因事象・シナリオの特定において防潮堤は関連しないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(2)	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮	無	A		大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定し、施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して発電用原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する方針としており、故意による大型航空機の衝突をケーススタディとして選定している。この方針において、防潮堤高さ等の設計変更は関連しないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(3)	大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	無	C		大規模損壊では発電用原子炉施設が受ける被害範囲は広範囲で不確定なものと想定され、あらかじめシナリオを設定して対応することが困難であると考えられることから、使える可能性のある設備、資機材及び要員を最大限に活用した多様性及び柔軟性を有する手段を構築するため、大規模損壊発生時の対応手順書の整備の方針を以下のとおりとしている。 ・発電用原子炉施設の被災状況を把握するための手段及び被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行うための手段を整備する ・要求事項である5つの活動を行うための手順書として、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制及び緩和に資するための多様性を持たせた手順等を整備する ・技術的能力1.2～1.14において整備する手順に加え、大規模損壊に特化した手順を整備する これらの方針には、屋外での活動が含まれるが、防潮堤外側のエリアへ移動する経路や可搬型設備を保管場所から使用箇所まで運搬する経路に変更はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
2.1.1.2／2.1.2.2	大規模損壊の発生に備えた体制の整備				
	(1) 大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練の実施	無	A		<p>大規模損壊への対応のための要員に対する教育及び訓練については以下の方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模損壊発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、重大事故等に対処する要員への教育及び訓練については、重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に応する手順及び事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施</li> <li>・原子力防災管理者及びその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育及び訓練を実施</li> <li>・発電所災害対策要員においては、役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育及び訓練の充実を図る</li> </ul> <p>これらの方針は、防潮堤高さ等の設計変更に関連はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
	(2) 大規模損壊発生時の体制	無	C		<p>大規模損壊発生時の体制については、以下のとおり整備する方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時の対応体制を基本とする体制を整備する</li> <li>・大規模損壊の発生により、要員の被災等による非常時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む。）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を整備するにおいても対応できる体制を整備する</li> <li>・さらに、発電所構内に常駐する要員により交替要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する</li> </ul> <p>これらのうち、屋外での活動として交替要員の参集があるが、発電所へ参集するための構内入構ルートについては防潮堤高さ等の設計変更後においてもルートに変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
(3)	大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方	無	C		<p>大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方は以下のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する</li> <li>・地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生により、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考慮した体制とする</li> <li>・建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする</li> <li>・ブルーム通過時は、大規模損壊対応への指示を行う発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な発電所災害対策要員は緊急時対策所にとどまり、他の発電所災害対策要員は発電所構外へ一時退避し、その後、発電所対策本部長の指示に基づき再参集する</li> <li>・大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消防要員は消防活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施又は継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、発電所対策本部の指揮命令系統の下、放水砲等の対応を行う要員を消防活動に従事させる</li> </ul> <p>これらのうち、屋外での活動としてブルーム放出時における発電所構外へ一時退避とその後の再参集があるが、一時退避・再参集時に使用する構内入構ルートについては防潮堤高さ等の設計変更後においてもルートに変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
(4)	大規模損壊発生時の対応拠点	無	A		大規模損壊発生時の対応拠点として、中央制御室及び緊急時対策所を基本とすること並びに状況に応じて代替可能なスペースも活用することを示した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。
(5)	大規模損壊発生時の支援体制の確立	無	A		大規模損壊発生時における本店対策本部体制及び外部支援体制については、技術的能力1.0で整備する体制と同様であることを示した内容であり、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。

条文	設計方針など（設計方針、運用、対策、手順など）	影響の有無	技術的能力	設置許可基準	影響なしの理由 又は 影響の内容
			分類	分類	
2.1.1.3／2.1.2.3	大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備				
(1)	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方	無	B		<p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する</li> <li>・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散し、かつ、十分離して配備する</li> </ul> <p>防潮堤に関する外部事象である津波については、基準津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する方針であり、防潮堤高さ等の設計変更後においても方針に変更はないため、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>
(2)	大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方	無	B		<p>大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材に関する基本的な考え方を基に、以下のとおり配備する。また、大規模損壊発生時においても使用を期待できるよう、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び可搬型大容量海水送水ポンプ車や放水砲等の消火設備を配備する。</li> <li>・高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。</li> <li>・大規模損壊発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。</li> </ul> <p>これらの方針は、防潮堤高さ等の設計変更に関連はないことから、防潮堤高さ等の設計変更に伴う影響はない。</p>